

審議の進め方について（案）

1．審議の進め方

検討事項が多岐にわたることから、具体的な検討に際しては、基本的に以下により作業を進めることとする。

(1) 主要検討課題毎に委員の中から主査を指名する。

（主要検討課題と主査）

- ・ 微生物に係る基準 遠藤委員
- ・ 化学物質に係る基準 江馬委員
- ・ サンプルング・評価 国包委員
- ・ 水質検査法及び検査の品質保証（QA/QC） 安藤委員
- ・ 34 条機関 眞柄委員長

(2) 各主査は、事務局と協力し、また、厚生科学研究などの場を活用し、担当検討課題に関し、水質管理専門委員会における検討課題の抽出、検討結果のとりまとめ、報告原案の作成などを行う。

(3) 水質管理専門委員会は、各主査又は事務局からの報告を下に審議を行い、審議の結果を専門委員会報告としてとりまとめる。

2．審議日程

平成 15 年 6 月を目途に専門委員会報告をとりまとめることとし、このため、概ね 1 月に 1 回程度の頻度で会議を開催することとする。

（審議日程の目安）

平成 14 年	8 月(今回)	審議の進め方 (以降、月に 1 回のペースで審議)
	12 月中旬	生活環境水道部会への中間報告
平成 15 年	3 月～4 月	専門委員会報告案とりまとめ
	4 月～5 月	同報告案パブリック・コメント手続き
	5 月～6 月	専門委員会報告とりまとめ・部会報告

(参考)

水道水質に関する基準の見直し等に係る検討課題(試案)

・ 基本的考え方

1. 水質基準のあり方・性格

2. 地域性・効率性を踏まえた柔軟な基準

(1) 必須基準項目

(2) 選択基準項目(検査を省略することのできる項目)

(3) 水質検査計画

3. 逐次改正方式(Rolling Revision)

(1) 逐次改正方式

(2) 検討開始のための要件

(3) 水質基準設定のための要件

(4) 国・地方公共団体による水質監視

4. 水質基準設定に当たっての考え方

(1) 微生物に係る基準

危害分析・重要管理点(HACCP)による管理

水質基準の性格

(2) 化学物質に係る基準

毒性評価

暴露分析

処理技術、検査技術の考慮

基準の設定

(3) 性状(Acceptability)に係る基準

5．水質検査

- (1) 水質検査方法
- (2) 水質検査の品質保証（QA/QC）
- (3) 水質検査のためのサンプリング／評価基準
- (4) 水質検査計画

．水質基準

1．微生物に係る基準

- (1) HACCP による管理
- (2) 水質基準

2．化学物質に係る基準

- (1) 無機化学物質
- (2) 有機化学物質
- (3) 消毒副生成物
- (4) 農薬

3．性状に係る基準

4．水質検査法

- (1) 微生物に係る基準
- (2) 化学物質に係る基準
- (3) 性状に係る基準

．水質検査及び評価

1．水質検査における品質保証（QA/QC）

- (1) 内部精度管理のあり方

- (2) 外部精度管理のあり方
- (3) 20 条機関における精度管理のあり方
- (4) 水道事業体における精度管理のあり方

2．水質検査のためのサンプリング / 評価

- (1) 水質検査のためのサンプリング指針
- (2) 水質検査のための評価指針

3．水質検査計画

- (1) 必須基準項目
- (2) 選択基準項目
- (3) 水質検査計画の作成

4．情報公開

．水質管理手引書（日本版”Health Advisory”）の作成

．34 条機関の登録基準

- 1．貯水槽水道の管理のあり方
- 2．貯水槽水道における 34 条機関の役割・あり方
- 3．34 条機関の登録基準 / 登録検査のあり方

．今後の課題